

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和4年4月8日（金曜日）午前9時30分 開議

- (1) 議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	10番 八代 治郎 君
11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君	14番 西田 耕三 君
15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君
18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君	

○欠席委員（2名）

9番 山田 タツエ君 13番 永田 千春 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君	農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査	小森 康司 君	上之保事務所課長補佐	鈴木 和志 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君	武儀事務所主任主査	河合 正樹 君

午前9時30分開会

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので本日の総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

5番 野田委員、7番 吉田委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 関市農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地区の決定についてを議題とします。

別紙が配られております。こちらでお願いします。それでは事務局お願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第1号 関市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案の1ページをご覧ください。今回委嘱をしようとする農地利用最適化推進委員は、第4地区の谷口委員が病気療養のため、活動できない旨の辞任願が提出されたため、その補充として、令和4年3月8日から4月7日まで募集をした結果、関市富之保の池田 隆司さんが応募をされました。

よって、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、委嘱したいというものでございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第1号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、議案第1号について、採決します。議案第1号について、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第1号 関市農地利用最適化推進委員の委嘱の決定については、原案のとおり決定とします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は、2ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。

申請地は、志津野 転作促進 技術研修センターの西550mほどに位置する 農振農用地 区域外の畑 148㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、耕作地の規模拡充を図るため、無償で取得すると

言うもの。譲渡人は、農地の管理が困難であり、親戚に譲り渡すと言うものでございます。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、東海環状自動車道 関広見インターチェンジの東560mに位置する 農振農用地区域内の 田 2筆 633㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営を拡張するため、申請地を譲り受けたいと言うもの。譲渡人は、申請地を相続したが、農業経験が無く、農地の維持管理ができないため、譲受人に譲り渡すと言うものです。

全ての申請地について、3月14日に現地確認をしたところ、農地であることを確認しております。

以上、所有権移転に関するもの 2件につきまして、ご審議をお願いいたします

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前に譲受人の経営状況について何かご意見をお伺いしたいと思います。山田委員さん青山委員さん何かご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

（挙手無し）

それではご意見ございませんようですので、ただ今より議案第2号について、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより裁決します。議案第2号の2件について、許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。

議案第2号の2件については許可することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。

申請地は、関中央病院の西300mほどに位置する 田 762㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、共同住宅です。申請人は、申請地を相続したが、継続しての耕作が難しくなってきたため、営農面積を縮小し、申請地を共同住宅として転用をしたいと申しております。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は、4ページになります。

申請地は、富岡小学校の西470mほどに位置する 田 換地後の面積 255㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、農地の嵩上げ 一時転用です。一時転用期間は、6か月です。

申請人は、隣地が宅地造成され、田としての利用が難しいため、農地を嵩上げし、畑として利用したいと申しております。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り と確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターの西540mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 宅地 2筆 281㎡。

農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、隣接地と一体利用をして、一般個人住宅及び倉庫を建築したいと申しております。

3月14日に現地確認をしたところ、昭和49年頃 すでに宅地となっており、経緯書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

4番の案件 議案は4ページ 位置図は、6ページになります。
申請地は、東海環状自動車道 関広見インターチェンジの東920mほどに位置する 登記地目 畑
現況地目 畑一部宅地 4筆 1, 768㎡ の内 773㎡。
農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。
転用の目的は、一般個人住宅です。
申請人は、隣接地に居住しているが、手狭で使い勝手が悪い。住宅を増築したいというものでございます。
3月14日に現地確認をしたところ、一部宅地となっております。経緯書が添付されています。
申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。
以上、4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第3号について、補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第3号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより裁決します。質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号の4件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第3号の4件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について を、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。
議案は、5ページ からになります。

1番の案件 議案は5ページ 6ページ。位置図は、7ページになります。
申請地は、富津橋の北480mほどに位置する 田 4筆 3, 855㎡。
農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。
譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置したいというものでございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。
3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。
申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。
なお、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であり、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届け出の対象になります。

2番の案件 議案は6ページ、位置図は、8ページになります。

申請地は、富津橋の西170mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 雑種地 38 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、ナイフ類製造販売業 資材置場です。

使用借人は、事業の拡大に伴い、資材置場が不足することから、申請地を資材置場として、利用したいというものでございます。

使用貸人は、高齢となり、営農規模の縮小を検討していたため、申請地を貸すというものです。

3月14日に現地確認をしたところ、平成30年に雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地が無い為転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、中濃運転者講習センターの東250mほどに位置する 畑 2筆 345 m²。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、土木建築工事業 資材置場及び駐車場です。

譲受人は、既存の資材置場が手狭であることから、申請地の隣接地と、一体利用し、転用したいというものでございます。

譲渡人は、多忙であり、農地の維持管理ができないため、譲り渡すというものです。

3月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

4番の案件 議案は7ページ、位置図は、10ページになります。

申請地は、富岡小学校の西480mほどに位置する 田 換地後の面積 264 m²。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在アパートに住んでいるが、手狭になってきたため、一般個人住宅を建築したいというものでございます。

使用貸人は、農地の維持管理が困難となり、営農規模の縮小を考えていた為、申請地を貸すというものです。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

5番の案件 位置図は、11ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターの西540mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 宅地 2筆 202 m²。

農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅 です。

譲受人は、申請地と既存宅地と一体利用をし、一般個人住宅及び倉庫を建築するというものでございます。

譲渡人は、譲受人の生活基盤の安定に寄与したいというものです。

3月14日に現地確認をしたところ、昭和49年に造成しており始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたまものと考えます。

6番の案件 位置図は、12ページになります。

申請地は、坊地農業構造改善センターの北100mほどに位置する 畑 890 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農

地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。

賃借人は、太陽光発電事業を営んでおり、経営の安定化を図るため、事業の拡大を考えていたところ、賃貸人から、賃貸しても良いとの申し出があり、交渉がまとまったため、転用したいと言うものでございます。

賃貸人は、遠くに住んでおり、農地の管理できないため、貸すと言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有と確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない為転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 議案は8ページ、位置図は、13ページになります。

申請地は、総合斎苑わかさの北230mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 畑 2筆 674㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、分譲住宅 です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、隣接地と一体利用をして、分譲住宅を建築したいと言うものでございます。譲渡人は、高齢により、農業耕作が困難であるため、譲り受け人の要望に伝えると言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

8番の案件 位置図は14ページになります。

申請地は、東本郷公民センターの西40mほどに位置する 畑 437㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅 です。

譲受人は、現在、マンション住まいであり、独立をして自分の家を持ちたいと考え、申請地に一般個人住宅を建築したいと言うものでございます。

譲渡人は、多忙であり、農地の管理ができないため、譲り渡すと言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認をしています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。

位置図の訂正をお願いします。今西公民センター と記載がありますが、今宮公民センター が正しい名称ですので、今宮公民センター と訂正をお願いします。

申請地は、今宮公民センターの南30mほどに位置する 田 636㎡。

農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地である為、第1種農地と判断します。

転用の目的は、建築条件付き分譲住宅です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を建築条件付き分譲住宅として転用したいと言うものでございます。

譲渡人は、譲受人の要望に伝えると言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります、集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

10番の案件 議案は9ページ、10ページ。

位置図は、16ページになります。

申請地は、関警察署の東250mほどに位置する 田 9筆 4,657㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、ドラッグストアです。

賃借人は、薬品販売業を業務としており、申請地の周辺が住宅街であることから、集客の見込みがあるため、申請地を転用したいと言うものでございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

また、都市計画法第29条第1項の開発許可が必要であります。

11番の案件 議案は10ページ 位置図は、17ページになります。

申請地は、倉知小学校の北70mほどに位置する 畑 319㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在の住居が手狭になってきたため、親から土地を借り、一般個人住宅を建築すると言うもの。

使用貸人は、使用借人である子に貸すと言うものでございます。

3月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

12番の案件 議案は11ページから14ページ 位置図は、18ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 関広見インターチェンジの東670mほどに位置する 田 17筆 10,762㎡。 農地の区分は、農振農用地 区域内の農地です。

転用の目的は、砂利採取の一時転用です。

一時転用期間は1.5ヶ年間でございます。

賃借人は、農地に埋蔵する砂利を採取し、骨材として販売すると言うもの。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというものです。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

申請地は、農振農用地であり、原則不許可であります。一時転用した後、農地に復元するため、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

13番の案件 位置図は、19ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 関広見インターチェンジの南280mほどに位置する登記地目 田 現況地目 一部雑種地 3筆 645㎡。

農地の区分は、農振農用地 区域内の農地です。

転用の目的は、農地の嵩上げの一時転用です。

一時転用期間は、3年間です。

使用借人は、使用貸人に依頼され、工事の残土を利用し嵩上げを行ったあと、耕土をかぶせると言うものです。

使用貸人は、申請地の大部分が鉄塔敷地となっており、水稻の栽培が難しく、畑として利用したいと言うものでございます。

3月14日に現地確認をしたところ、一部雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

14番の案件 議案は15ページ 位置図は、20ページになります。

申請地は、植野公民館の西760mほどに位置する 田 3筆 2,998㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、自動車部品製造業 工場 です。

譲受人は、業務拡張のため、新工場を建設する計画をしており、申請地に新工場を建築したいと言うものでございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない為、転用はやむを得ないものと判断します。

本案件は、1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要でございます。

15番の案件 議案は16ページ 位置図は、21ページになります。

申請地は、下之保郵便局の南80mほどに位置する 畑 689㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、建設機械修理業 建設機械置場 です。

譲受人は、建設機械の修理を行う法人で、現在借りている

土地を返却することとなり、重機置場として、申請地を転用したいと言うものでございます。

譲渡人は、畑を維持することができなくなり、譲受人の要望に応えると言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地が無いため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、22ページになります。

申請地は、中之保グラウンドの南100mほどに位置する 畑 2筆 270㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場、物置）です。

譲受人は、申請地を取得し、ガレージを建て駐車場及び物置の敷地として利用したいと言うものでございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うものです。

3月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した

結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない為、転用はやむを得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、博愛小学校の南100mほどに位置する 田 630㎡の内 548㎡。転用の目的は、一般個人住宅です。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。

譲受人は、実家で親と同居しているが、独立したいと考え、一般個人住宅を建築したいと言うものでございます。

譲渡人は、本業が多忙であり、農業経営が難しく、譲受人の申し込みに応諾したものです。

3月14日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない為、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権設定に関するもの4件、賃貸借権設定に関するもの3件 合計17件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第4号につて、補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第4号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。
(挙手無し)

ございませんようですので、これより裁決いたします。議案第4号17件について原案の通り岐阜県知事に進達することに異議の無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

全員挙手のため、議案第4号の17件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第5号 事業計画変更申請に対する意見についてを、議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1番の案件 議案は、17ページ位置図は、24ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 関広見インターチェンジの東 670mほどに位置する

現況地目 田 7筆 5, 346㎡。変更内容は、転用目的の変更です。

当初事業計画者は、令和3年3月29日に砂利採取として、5条の一時転用許可を得ておりますが、砂利採取のための搬入・搬出路 耕土置場の一時転用として事業変更したいというものです。以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第5号について、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(挙手無し)

ございませんようですので、議案第5号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(挙手無し)

質疑も無い蝶ですので、これより採決します。議案第5号の1件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第5号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の承認について を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

案第6号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、18ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が 1筆 3, 183㎡。

賃貸借権設定に関するものについて、新規が 2筆 2, 316㎡。

地区は、千疋、倉知の 2地区です。権利の設定を受けるものは PRUS 株式会社 外でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、3件について ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第6号について。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより裁決します。議案第6号について原案の通り承認することに異議の無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

はいありがとうございました。本日ご審議をお願いする議案はすべて終了いたしました。

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ (印)

5番

_____ (印)

7番

_____ (印)